

補助金の見直し 検証・評価・所管課対処方針

NO	課	補助金名称	性質	目的・期待される効果	検証・評価		所管課 対処方針		
					補助金の評価・視点（必要性・有効性・負担の適正化・透明性の確保・手段）	今後の方針	理由	今後の方針	今後の取組等
1	防災課	震災救援所運営連絡会助成金	団体運営補助	目的：震災救援所運営連絡会の運営及び活動に対し助成するため。 効果：震災救援所の運営を行う上で活動や訓練費用を助成することで、安定した訓練や会の運営が見込まれる。また、定期的に訓練を実施することで、地域の防災拠点として重要な存在である震災救援所の防災力向上に繋がることが期待される。	コロナ禍で会議や訓練の実施回数が減っているが、必要性は理解できる。YouTubeによる訓練動画の作成を継続して行うなど、新たな取組が期待できる。各震災救援所連絡会で1回以上の訓練（連絡会）実施となるよう取り組んでいただきたい。	継続（現状維持）	行政と地域が一体となり、発災時の避難等の拠点となる震災救援所の運営に寄与する仕組みであり、日常の連絡会の開催や訓練を通じて、万が一の発災時に少しでも混乱がないよう引き続き取り組んでいただきたい。	継続（現状維持）	令和5年度、震災救援所運営連絡会の実施率は上昇傾向であるものの、訓練参加者を連絡会役員のみに限る震災救援所も依然としてあり、訓練参加者数の上昇はコロナ禍前の水準には満たない状況となる見込みである。そのため、今年度は杉並建設防災協議会と連携して、震災時における建物安全点検動画を作成予定であり、その動画を活用する等、多くの震災救援所で訓練を実施してもらえよう引き続き実施の促進を図り、昨年度以上の実績を目指していく。
2	防災課	防災市民組織連絡協議会に対する補助金	団体運営補助	目的：杉並区防災市民組織連絡協議会が主導する地区ごとの防災訓練を援助し、該当地区の防災市民組織（162団体）が相互に協力、連携することで広域災害等への対応力向上を図る。また年に一度、防災市民組織代表者による総会を開催し、区の防災施策や区全体の防災上の課題等の共有を図る。 効果：防災訓練や地域防災活動等を行うことで、地域防災力を向上させ、住民の安全、安心な生活に寄与する。	区内ほとんどの地域（162組織）に自主防災会が結成されている現代にあつては、各地域を代表する協議会の役割として「地域の自主防災市民組織の結成充実を図るため」の目的は達成されているのではないかと考え、自主防災市民組織の結成数などの指標を成果指標として追加すべきではないか（補助金交付要綱第1条（目的）にある「防災市民組織の結成促進」や「育成強化」につながるものとなっていない）。過去の17地区ごとの訓練実施推移からも一部見直すべきではないか。 また、コロナ禍以前より、訓練していない地区があり執行率に課題があるが、補助金を支出するのであれば、全地区での訓練の実施が望ましいのではないか。	継続（対象・方法見直し）	補助金交付要綱第1条（目的）にある「防災市民組織の結成促進」や「育成強化」に対して、補助金評価シートの成果指標（交付団体数：1件）が適切ではない。また、補助金概要資料の「補助金の目的」と補助金交付要綱第1条（目的）と照らし、補助の対象範囲が異なっているように思える。各地区の実態に合わせて地区の再構築や訓練方法を検討するなど、より地域での訓練が自主的かつ活発に行われるよう検討し見直すべきである。	継続（現状維持）	・指摘を踏まえ、補助金評価シートの成果指標について、「地区の訓練実施回数」に変更する。 ・当該補助金の交付対象は、162ある防災市民組織を束ねる防災市民組織連絡協議会であり、訓練等により防災態勢の充実に寄与していると考えため、現状のとおりとする。 ・各地区の訓練については、近年のコロナ禍の影響により、地区によっては、一堂に会する訓練を自粛していたこともあり、実績に差が生じていた。新型コロナウイルスの5類移行により、制限もなくなったことを受け、訓練を積極的に行うよう、各防災市民組織あてに働きかけているところである。また、地区の構築は、区が定める災害対応組織の態勢に基づくものであり、現状のとおりとする。
3	地域課	地域区民センター協議会事業に対する補助金	団体運営補助	目的：地域区民センター協議会の事業費に対する補助を行うことで、地域区民センター及び区民集会所を拠点とした、地域住民の相互交流・自主的な事業活動の拡大を図り、良好な地域コミュニティの形成と住みやすい地域づくりの推進につながることを目的とする。 効果：各地域区民センター協議会が取り組んでいる、地域活動団体との協働事業や地域課題について意見交換する地域懇談会等の事業をはじめとした活動への支援を通して良好な地域コミュニティの形成に寄与することができる。	施設運営について、指定管理者制度が順次導入されてきており、指定管理者が行う事業とセンター協議会が行う講座との調整をどのように行っていくか検討が必要ではないか。 コロナ禍においては低調であった事業実施数は、令和4年度は回復しているが、事業実施における成果について客観的に把握することが必要ではないか。 また、要綱において、補助対象経費と対象外経費を明確化する必要があるのではないか。	継続（対象・方法見直し）	補助対象・対象外経費の詳細や指定管理者制度が導入されている施設についてどのように指定管理者と協議会が調整を行っていくのか検討する必要がある。 また、指定管理制度導入に合わせて協議会が補助金を活用して実施する講座の必要性等を検討する必要がある。	継続（現状維持）	・指定管理者が行う事業とセンター協議会が行う講座との調整は、各地域区民センターにおける特性・実情、及び本補助金の本旨に照らして、センター協議会が指定管理者との協議を行いつつ、適切に判断・決定しているものと斟酌される。 ・指定管理者導入館において、今後、センター協議会が主として実施する事業は、地域の課題解決・人材育成のための講座や、協働事業を通じた、NPO等の新たな地域団体とのネットワークづくり等が中心となるという、基本的な方向性・方針は策定済みである。 ・現在、指定管理者導入館は4館であるが、平成24年4月からの高井戸地域区民センターを別に、いずれも導入問もない館であり、段階的に事業の移行が進むものと考えているが、いわゆる「趣味的な講座」等については、指定管理者の自主事業として実施するよう、今後は、これまで以上に積極的に進めていくようセンター協議会側に促していく。 ・既導入館における事業の調整は、センター協議会によるもののほか、次年度予算要求時に、その額、及び事業規模等の内容を、地域支援担当が全館の状況を把握した上で、再考すべき点を当該協議会に伝達することによって、本庁の地域課が補完的にその役割を担っている。

補助金の見直し 検証・評価・所管課対処方針

NO	課	補助金名称	性質	目的・期待される効果	検証・評価			所管課 対処方針	
					補助金の評価・視点（必要性・有効性・負担の適正化・透明性の確保・手段）	今後の方針	理由	今後の方針	今後の取組等
4	保健福祉部管理課	福祉有償運送団体補助金	団体運営補助	<p>目的：福祉有償運送事業に要する費用の一部を補助することにより、高齢や障害などにより1人ではバスや電車・タクシーなどの公共交通機関の利用が困難になった方の通院等の日常生活や社会参加などの移動手段を確保する。</p> <p>効果：移動困難者が「でかけたいときにでかけられるまち」を実現する。</p>	<p>平成27年度に補助金の上限を下げる見直しを行っており、成果指標、予算執行率ともに7割を超える達成率を維持している。</p>	継続（現状維持）	<p>都の包括補助2分の1を活用など、適切に評価・検証され、執行している。</p> <p>ただし、事業の在り方については、委託化も視野に検討する必要がある。</p>	継続（現状維持）	<p>福祉有償運送事業を補助事業から委託化するにあたっては、以下に掲げる課題が想定されるため、より慎重な対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等が実施する福祉有償運送事業は、道路運送法等の関連規定に基づく「特定旅客運送事業」であり、これを委託化することは、区（行政）が事業経営者として国土交通大臣の許可を得て事業を営むことになり、その是非が問われるとともに、現在実施している団体の自主性をそぐことにつながる。 ・委託化した場合、福祉有償運送事業に係る利用料金等や費用（参考：実施団体の4年度歳出決算額の合計10億9,100万円余）を区が収入・支出することになり、区の財政規模が大きくなるとともに、その事務処理が新たに生じることになるため、業務量の増大に対応する必要がある。 ・現在の利用者は、各実施団体のサービス内容や料金等を理解した上で会員登録して利用しており、その仕組みを委託化することによって如何に引き継ぐかといった課題が生じる。特に、会員登録料やサービス利用料金が各団体一律ではないものを区の歳入としてどのように定め、区民が利用したい団体を選べるような仕組みが作れるのかなどの点で疑問が生じる。 ・そのほか、料金等の徴収業務を委託化できるか、損害賠償等のリスク分担をどうするのかなど、委託化による様々な場面を想定した課題を洗い出し、各実施団体との合意形成を図らなければならない。
5	障害者施策課	杉並区心身障害者団体運営助成	団体運営補助	<p>目的：心身障害者団体の運営及び活動を助成することを目的とする。障害者団体の活動は、障害者の社会参加だけでなく、共生社会の実現に向けて非常に意義のある活動である。</p> <p>効果：助成による障害者団体支援は、各団体が自主的に活動することで社会的な参加を積極的に支える大切な取り組みであり、誰一人取り残さない共生社会を実現するために大きく寄与している。また、区にとっても助成した内容の活動報告を通じて、現状の障害分野が抱える課題や障害者の要望等を収集できる貴重な機会となるため、今後の障害者施策に役立てる効果が期待される。</p>	<p>令和4年度に見直しを行っており、コロナ禍で活動が制限される中であっても、活動は一定程度継続しており、コロナの状況が改善されることにより実績も増加する見込みである。</p>	継続（現状維持）	<p>適切に評価・検証され、執行している。</p> <p>対象人数が減少となる場合は、予算規模の縮小が望ましい。</p>	継続（現状維持）	<p>引き続き心身障害者団体の運営及び活動を支援し、団体の協力のもと共生社会の実現に向けて、同規模の補助を継続していきたい。</p> <p>予算計上に関しては団体との対話を重視しながら、助成内容や活動報告に基づき今後とも適正な予算編成に努める。</p>
6	高齢者施策課	杉並区いきいきクラブ運営費補助金	団体運営補助	<p>目的：高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行うことによって、高齢期の生活を豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図るため。</p> <p>効果：いきいきクラブの活動が活発になり、より多くの高齢者が生きがいを感じ、健康で暮らせるようになるだけでなく、地域とのつながりや高齢者同士の支え合いを実感できるようになる。</p>	<p>社会状況の変化の中で、高齢者の活動も多種多様となっている。活動クラブの縮小や解散などあるなかでも、毎年度、都の補助基準に則り交付数の精査を行っている。</p> <p>コロナ禍で中止となっていた福祉事業やスポーツ大会などの恒例行事も復活してきており、執行率は常に80%を超えている。</p>	継続（現状維持）	<p>適切に評価・検証され、執行している。会員数が減となる場合は、それに連動する予算規模の縮小が望ましい。</p>	継続（現状維持）	<p>今後も、会員数・クラブ数の確保に向けて運営費補助金の有効活用を促す一方、会員数等の実態に応じた適正な補助金の執行を図っていく。</p>

補助金の見直し 検証・評価・所管課対処方針

N O	課	補助金名称	性質	目的・期待される効果	検証・評価			所管課 対処方針	
					補助金の評価・視点（必要性・有効性・負担の適正化・透明性の確保・手段）	今後の方針	理由	今後の方針	今後の取組等
7	高齢者施策課	杉並区シルバー人材センター補助金	団体運営補助	目的：高齢者が地域の中で生涯現役で活躍できるよう、各々の意欲や能力に応じた就業の機会確保と提供、その他就業に必要な知識や技能の付与を目的とした講習の実施等を行う杉並区シルバー人材センターの円滑な事業運営を補助する。 効果：社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会との連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。	令和3年度に改正された高齢者雇用安定法の施行により、70歳未満の会員数が減少している状況がある一方で、元気な後期高齢者の就労機会を確保していくという必要性は理解できる。 また、令和5年度当初予算で補助金額を一部減額したが、近隣自治体と比較すると会員数に対する補助金の比率が高く、透明性の観点からはその理由を説明できる必要がある。	継続 （対象・方法見直し）	主管課が分析を行っている通り、他自治体と比較し、会員数が少ないにも関わらず補助交付額が高いことは課題である。公益社団法人としてセンター自らが組織の効率化や事業の改善を図るため、複数年度の期間による現実的かつ具体的な経営改善計画を立案し、着実に実行することが望まれる。その経営改善計画の内容を受け、改めて補助金の見直しを行うべき。	継続 （対象・方法見直し）	センターが令和6年度に予定する経営改革により、6年度当初予算における一定の補助金の減額を見込んでいる。センターでは、令和7年度以降も経営改善に継続して取り組むこととしており、区としても適時、適切な提案・助言を行い、更なる補助金の適正化につなげていく考えである。
8	高齢者在宅支援課	高齢者24時間安心ヘルプ	個人の負担軽減	目的・効果：特別養護老人ホーム入所待機者の負担経費軽減を目的とする。	平成17年度に開始した事業であり、平成21年度に制度の見直しを行っている。 その際の経過措置としての仕組みが、いまなお存置しているのであれば、経過措置の見直しが必要である。 また、特別養護老人ホームの整備により本補助制度利用者数は激減している。	継続 （対象・方法見直し）	主管課の課題認識にも記載があるが、この間の特別養護老人ホームの整備により、本補助制度利用対象者そのものが減少してきている。また、所得に応じた助成制度となっている。主管課の課題認識どおり、利用者に丁寧に説明し、特別養護老人ホームへの入所を促すなど、期限を定めて見直すべきである。	継続 （対象・方法見直し）	令和7年度から補助金を廃止することを含め、見直しの検討を進める。
9	介護保険課	介護保険住宅改修に係る助成金	事業補助	目的：居宅介護（予防）支援の提供を受けていない要介護（支援）者に対して、介護支援専門員等が居宅介護住宅改修費の支給申請に必要な「理由書」を作成した際に助成を行うことにより、居宅介護（予防）支援の提供を受けていない要介護（支援）者が、介護保険を利用して住宅改修を行えるようにすることを目的とする。 効果：理由書作成に際し助成をすることで、介護支援専門員等の協力を促し、居宅介護（予防）支援を受けていない被保険者が、介護保険を利用した住宅改修を行うことができる。	超高齢者社会において居宅介護の必要性、実績は少ないものの、制度としては必要なことは理解できる。	継続 （現状維持）	執行率が低迷するのであれば、見込み件数を削減する必要がある。	継続 （現状維持）	この間の補助実績を踏まえ、今後の補助見込み件数を精査するなどの対応を図る。
10	健康推進課	緊急医療救護所運営協力金	政策誘導型補助	目的：災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定に基づき、災害時に区が設置する緊急医療救護所の開設に協力する病院に対し、その運営に要する経費を交付することにより、災害時における区民の生命、身体を守るための医療救護体制の整備を図ることを目的とする。 効果：平常時から緊急医療救護所で使用する医薬品・医療資器材等の維持管理を行うことにより、災害時における緊急医療救護所の適正かつ円滑なトリアージや応急処置の体制を確保し、災害時における区民の生命、身体の保護に資することが出来る。	成果指標の補助金交付件数は100%であるが、協力金交付要綱第10条に基づく防災訓練等の実績が成果指標にないため、判断しづらい。 対象の経費が医薬品、医療資器材等、整備に係る物品等の適正な維持管理に要する経費であり、各病院の実績金額は、いずれも補助限度額を上回っており妥当である。	継続 （現状維持）	適切に評価・検証され、執行している。 成果指標に防災訓練等の実績を追加することで、より評価しやすくなる。	継続 （現状維持）	災害時医療救護体制の整備を図るため、引き続き同規模の補助を継続していきたい。 成果指標については、防災訓練等の実施回数を追加し、補助金の検証・評価に活かしていきたい。

補助金の見直し 検証・評価・所管課対処方針

NO	課	補助金名称	性質	目的・期待される効果	検証・評価			所管課 対処方針	
					補助金の評価・視点（必要性・有効性・負担の適正化・透明性の確保・手段）	今後の方針	理由	今後の方針	今後の取組等
11	保育課	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金	事業補助	<p>目的：保育士等の保育従事職員が行う児童の午睡チェックを補強し、児童の安全対策の一層の強化を図ることを目的とする。保育従事職員の心理的な負担を軽減することを目的とする。</p> <p>効果：本補助金を交付することにより、児童の安全対策の一層の強化を図り、保育従事職員の心理的な負担を軽減する効果が期待される。</p>	<p>児童の安全対策は必要不可欠であるが、保育所等の開設時の建設助成に含めるべきものなのか、あるいは通常経費で助成すべきなのか、見極める時期に来ているのではないか。</p> <p>事前の必要性を把握した金額内容と申請後の内容金額等の分析がしっかりと行っているか疑問がある。</p>	継続（縮減）	<p>制度設計時の補助終期が令和5年度末までである。このため、今後の継続性についてはこれまでの分析・評価・総括を行うこと。</p>	継続（縮減）	<p>【分析】 補助金の活用状況については、令和5年9月時点で、私立認可保育所108園、指定管理園3園、認証保育所1園、小規模保育所17園、事業所内保育所3園、家庭的保育事業所3園が未活用である（全体のおよそ66%）。また、過年度の執行率については、令和2年度の80%以降、令和3年度13%、4年度0%と低い水準となっている。執行率が低い理由は、予算要求に当たった事業者に対する意向調査が不十分であったためと考えている。</p> <p>【評価】 補助金未活用の園が全体の66%ほどであり、今後活用する可能性がある園が多いため事業は継続する。但し、需要調査の回答数と実際の申請数に乖離があるため、今後は予算計上時に具体的な事業計画を有する事業者を対象を絞る等の対策を講じる。</p> <p>【総括】 令和5年度が事業終期ではあるが、上記理由から補助期間を延長する。但し、今後新規園の増設は行わない方針から次年度以降は既存園のみが対象となるため、これまでの交付実績や需要を踏まえ令和7年度に向けて事業者に対し最終意向調査を行い、廃止する方向で検討する。</p>
12	保育課	私立幼稚園等園外保育補助金	事業補助	<p>目的：私立幼稚園等における幼児の園外保育事業に要する経費の一部を補助し、幼稚園教育の振興と充実を図る。</p> <p>効果：幼稚園教育の振興と充実</p>	<p>幼稚園等の必要性は続いており、幼稚園教育振興の目的は理解できるが、補助の目的である幼稚園教育の振興と充実と結びつくかどうか判断可能な成果指標がなく、有効性の判断ができない。</p> <p>対象事業・経費が「バス借上げ料等」となっているため、「等」に含まれる範囲が不明確である。</p>	継続（現状維持）	<p>適切に評価・検証され、執行している。</p> <p>ただし、補助対象経費については、園外保育の趣旨に合致しているかを実績報告等で確認し、必要に応じて他区の状況を調査するなど、精査すべきである。</p>	継続（現状維持）	<p>引き続き、幼稚園教育の振興と充実に向けて同規模の補助を継続していきたい。有効性を判断できる成果指標がないため、実績報告の際に補助対象事業・経費がどのように幼稚園教育の振興と充実と結び付いたかを各園から報告を受け、教育に資する取組であるかを確認していく。</p>
13	保育課	杉並区長時間預かり保育事業の求人広告経費等補助	事業補助	<p>目的：長時間預かり保育事業を行う私立幼稚園が当該事業に従事する職員を募集する経費の一部を補助することにより、事業所の従事職員の確保を図り、安定した事業の運営に資することを目的とする。</p> <p>効果：安定した一時預かり事業の運営</p>	<p>平成30年度の本制度開始後の申請実績は、令和3年度の1件のみであり、社会状況の変化に応じて制度の見直しがきちんと行われていたとは認めがたい。</p> <p>また、成果指標として長時間預かりの園数を設定しているが、それ自体を目的としているわけではないので、適切な成果指標を設定すべきである。</p>	継続（直対し象）・方法見	<p>認可保育園の整備が進み、6年連続待機児童ゼロを続けている中において、従事者を確保することへの補助制度の必要性は理解できるが、使用される制度設計でなければ意味がない。対象経費も含めて見直すべきである。</p> <p>補助制度の見直しを行わないのであれば、廃止の方向で検討すべきである。</p>	手法の変更	<p>対象経費が限定されている等の理由から、申請実績が1件のみであることを踏まえ、令和5年度をもって本補助制度を廃止する。一方で、保護者が経済的な理由等によらずに就学前の子どもの育ちの場として、幼稚園を選択肢の一つとできるよう新たな取組を検討していきます。</p>
14	保育課	幼稚園教育研修会育成補助金	事業補助	<p>目的：杉並区幼稚園教育研修会における幼児教育の充実発展と私立幼稚園教職員の資質向上を図る。</p> <p>効果：幼児教育の充実発展と私立幼稚園教職員の資質向上</p>	<p>働く保護者が増加している中で、私立幼稚園の在籍人数が減少している。一方で多様な就学前教育の場の確保は必要であり、そこで働く人材の育成も重要なことは理解できる。</p> <p>成果指標が交付件数のみであるため、補助の目的である幼稚園教職員の資質向上に寄与したかどうかわかりにくい。成果指標を追加すべきである。</p>	継続（現状維持）	<p>適切に評価・検証され、執行している。補助目的の成果がわかる指標を補助金評価シートに追加することで、より評価しやすくなる。</p>	継続（現状維持）	<p>引き続き、杉並区幼稚園教育研修会における幼児教育の充実発展と私立幼稚園教職員の資質向上に向けて同規模の補助を継続していきたい。今後については、私立幼稚園教職員の資質向上を目的として、参加した教職員の資質向上に寄与できているのか効果を図るため、同研修会に対し、今後実施する研修については、参加した教職員に向けたアンケートの実施を依頼し、その結果を成果指標に反映させていく。</p>

補助金の見直し 検証・評価・所管課対処方針

NO	課	補助金名称	性質	目的・期待される効果	検証・評価			所管課 対処方針	
					補助金の評価・視点（必要性・有効性・負担の適正化・透明性の確保・手段）	今後の方針	理由	今後の方針	今後の取組等
15	保育課	杉並区保育所等におけるICT化推進事業費補助金	事業補助	<p>目的：保育所等のICT化を進める事業者に対して必要な経費の一部を区が補助することにより、保育士の業務負担軽減及び保護者にとって必要な情報等を把握しやすくなることを目的とする。</p> <p>効果：業務負担軽減により保育士等の離職防止及び事務円滑化が図れると期待できる。</p>	<p>保育士の業務負担軽減は必要不可欠であるが、新規導入が必要な保育施設はすでに減少していると考えられる。</p> <p>執行率が30%程度であり、制度のニーズの分析をしつかり行っているとはいえないのではないか。</p> <p>また、成果指標が交付件数のみであるため、補助の目的が達成されているかわかりにくいいため、適切な成果指標を設定する必要がある。</p>	継続（縮減）	令和5年度が事業終期なので、継続するかどうか改めて検討が必要である。国の補助要件の緩和が予定されることがあるので詳細な確認が必要となる。	継続（縮減）	<p>【分析】</p> <p>補助金の活用状況については、令和5年9月時点で私立認可保育所65園、小規模保育事業所3園、事業所内保育事業所3園、家庭的保育事業所8園が未活用である（全体のおよそ41%）。本補助金について申請済の保育施設数の増加及び今後新規園の増設は行わない方針から、今後の交付件数については減少していくと思われる。</p> <p>令和4年度執行率が低い数値となったのは、令和4年度新規開設園については全園導入することを見込み予算計上したものの、実際には導入を見送った施設、導入したものの要件を満たしていなかった施設があったことが主な要因である。今後、需要調査時に導入する保育業務支援システムや時期等を可能な限り確認すると共に、本補助金未交付施設の導入状況の調査を行うことでニーズを適切に把握する。</p> <p>【評価】</p> <p>成果指標について現時点では交付件数のみの設定であるため、本補助金が目的とする保育士の業務負担軽減等を達成できているか確認できる適切な指標の設定を検討する。</p> <p>【総括】</p> <p>本補助金について、国の補助要件が緩和となっているが、杉並区においては施設に対する要件緩和に関するアンケート結果を踏まえ、要件緩和を行わずこれまで同様の補助要件とする予定である。また、令和5年度が事業終期ではあるが、今後新規開設する園、現時点で保育支援システムが未導入の園もあるため、補助期間を延長する。但し、今後新規園の増設は行わない方針から次年度以降は既存園のみが対象となるため、これまでの交付実績や需要を踏まえ令和7年度に向けて事業者に対し最終意向調査を行い、廃止する方向で検討する。</p>
16	児童青少年課	杉並区母親クラブ活動費補助金	事業補助	<p>目的：子育てを支える地域づくりに資するよう、児童館等を拠点に地域組織活動を行う母親クラブの運営を支援し、杉並区における児童の健全な育成を図るための地域組織活動の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>効果：地域社会全体で子育てを支える気運の醸成及び地域の子育て支援ネットワークの拡大。</p>	<p>母親クラブの活動の拠点である児童館が、区立施設再編整備計画に基づき減少する中であっても、総合計画「子どもを産み育てられる環境の充実を図る」ための取組の一つとなっていることは理解できる。</p>	継続（現状維持）	最近では令和3年度に補助単価を見直すなど適切に評価・検証され、執行している。	継続（現状維持）	引き続き杉並区における児童の健全な育成を図るための地域組織活動の活性化を図るため、同規模の補助を継続する。
17	土木管理課	民営自転車駐車場育成補助金	事業補助	<p>目的：民営自転車駐車場の設置及び管理を支援することで、駅周辺等公共の場所における自転車の放置を防止し、交通の安全・円滑化及び区民の良好な生活環境の向上を図る。</p> <p>効果：本補助金を交付することにより、民営自転車駐車場の整備促進を図り、駐車環境の改善と利便性を向上させる成果・効果が期待される。</p>	<p>コロナ禍において自転車活用が重宝されたこともあり、必要性は理解できる。</p> <p>管理費補助は期限を区切っており、また、建設補助は上限を定めており妥当である。</p> <p>建設費補助に関しては、建設実経費が標準建設費を下回る事が多く、執行率が過少となっている。</p>	継続（対象・方法見直し）	<p>成果指標とは別に、放置自転車の撤去台数などを集計管理し分析しており、適切な補助金の評価・検証がされている。</p> <p>一方で、予算執行状況の計画と実績に乖離があるため、補助金の規模等について見直すべきである。</p>	継続（現状維持）	区の自転車活用に関する施策の最上位計画に位置する「杉並区自転車活用推進計画」を令和5年度末に策定予定である。本計画の取組の1つにこれまでの民営自転車駐車場の整備支援に加え、民間事業者との協働による小規模点在型の駐車スペースの確保を掲げており、令和6年度以降の補助金の規模等については、今後の建設費補助の申請状況の様子を見ながら検討していく。

補助金の見直し 検証・評価・所管課対処方針

NO	課	補助金名称	性質	目的・期待される効果	検証・評価			所管課 対処方針	
					補助金の評価・視点（必要性・有効性・負担の適正化・透明性の確保・手段）	今後の方針	理由	今後の方針	今後の取組等
18	土木計画課	水害予防住宅高床化工事助成金	政策誘導型補助	<p>目的：東京都豪雨対策基本方針では、時間75ミリを超える降雨に対し河川や下水道の整備、雨水流出抑制対策の推進に加え、家づくり・まちづくり対策を含めることで、浸水被害の防止を図ることとしている。これを受け、水害に強い「家づくり・まちづくり対策」の推進のため、浸水が発生するおそれのある住宅等に対し、高床化工事費の一部を助成することにより、自助による水害対策の促進を図るものである。</p> <p>効果：浸水被害の防止・軽減につながる水害に強い家づくりに加え、高床化部分へ洪水が流入することで、調節池機能と同様の効果が期待され周辺の洪水抑制が図られる。</p>	<p>気候変動に伴い大型台風や頻発する集中豪雨に対する備えとして必要であり、令和5年度は実勢単価に応じた補助単価を改定するなど見直しを行っている。今後は治水対策の進捗状況に応じて、補助制度の必要性について見直しを行う必要がある。</p>	継続（対象・方法見直し）	<p>治水対策の根本であるハード面の整備目標の達成までは時間がかかるため、その間は政策誘導型の補助金として必要である。</p> <p>一方、建築物の高さ制限や自己負担の観点から、相談はあるものの申請までには至らないケースが多く、補助金内容の見直し等を検討すべきである。</p>	継続（現状維持）	<p>引き続き、水害に強い「家づくり・まちづくりの対策」として、補助制度を継続していく。また、制度利用度が低い要因である自己負担については、社会状況の変化に応じ、単価の見直しを行い制度の利用促進を図っていくこととするが、補助対象地域の多くは、第一種低層住居専用地域に指定され、日影規制や高さ制限による良好な住環境の保全を図っており、高さ制限の規制の緩和は、隣接する街区の住環境に大きな影響を及ぼすことから、直ちに規制緩和を行うことは困難であると考えている。</p>
19	環境課	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク補助金	団体運営補助	<p>目的：区が条例により設置している環境活動推進センターの運営を受託している特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワークの運営と当該法人が事業を行う不用品情報コーナー事業、及びリサイクルひろば高井戸の運営を支援するため。</p> <p>効果：本補助金を交付することにより、当該法人の運営と不用品情報コーナー事業、及びリサイクルひろば高井戸の運営の健全化に資する成果・効果が期待される。</p>	<p>大型家具の引き取り事業を令和3年度に廃止し、不用品情報コーナーの取引成立件数は年々低下している。委託費の他に補助を行うことによる成果が見えてこない。また、4年度は自主事業の販売実績が計画額より増となっているにもかかわらず、5年度の計画額は同額であり、補助交付基準額がわかりにくい。団体の運営収支全体の中で区補助金がどの項目にどう使用されているかわかりにくい。委託費と補助金が混在しており、補助事業の収支報告を明確化する必要がある。</p>	手法の変更	<p>委託費と補助金が混在しており、キャッシュフローが不明瞭となっているため、活動の一部について区の事業として委託して実施可能か検討が必要である。委託化が困難なのであれば、運営補助ではなく、事業への補助とすることも検討すべきである。毎年の補助額をどのように決めているのかも不明瞭であるので、精算根拠を明確化すべきである。</p>	継続（現状維持）	<p>収支及び精算については、委託費は契約締結時の見積書により、補助金については申請時及び清算時等に内訳書の提出を受けて確認を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した不用品引取成立と販売実績については、令和4年度、回復傾向にあるが、この傾向が今後定着するのか注視する必要があることを踏まえ、当面は現状の補助金の継続を考えている。</p> <p>なお、補助事業を区事業として委託化することや、事業補助へ移行することについては、新型コロナウイルス感染症収束後の状況をみながら、当該法人の自主性を尊重しつつ令和6年度以降検討と協議を行っていく。</p>
20	生涯学習推進課	杉並区文化団体連合会補助金	団体運営補助	<p>目的：杉並区文化団体連合会加盟団体の社会教育活動の普及、向上を奨励し、団体間の連絡調整を図るなど、各文化事業連合組織の集合体である杉並区文化団体連合会の運営を円滑に行えるようにするために、運営に係る経費を助成する。</p> <p>効果：区民に身近なところで芸術・文化に触れる機会の創出や、芸術・文化をとおした生涯学習や社会教育の振興が期待される。</p>	<p>過去の収支報告を確認したところ、令和3年度から総合文化祭の収支は、個別に総合文化祭分担金のなかで行っていて、総合文化祭についての補助ではないと思われるが、同じ団体に分担金と補助金が混在し不明瞭であるので、補助要綱の目的については整理が必要ではないか。また、収支予算書で当初予算項目の会議費・研修費の執行がゼロにかかわらず、当初予算項目になかった積立金へほぼ補助金額全額が支出されている。補助要綱に具体的な補助の範囲を定め、精算規定を盛り込むべきではないか。</p>	継続（対象・方法見直し）	<p>補助金交付要綱に、補助金交付対象経費が明記されているので、実績に応じた精算規定を設け精算すべきである。</p>	継続（対象・方法見直し）	<p>指摘事項を踏まえ、実績に応じた精算規定を設けるための要綱改正を進め、令和5年度の決算から精算を行う。また、この改正にあわせて、第2条「補助対象経費」に杉並区総合文化祭に関する経費は含まれていないことを明記する。</p>
21	生涯学習推進課	文化財保護奨励金	政策誘導型補助	<p>目的：杉並区指定・登録文化財保護の奨励のため、文化財の所有者または管理者に奨励金を交付する。</p> <p>効果：杉並区指定・登録文化財の保護につながる効果が期待される。</p>	<p>文化財現況調査により制度の成果は認められる。達成率、執行率ともにほぼ100%であり、成果指標により効果を把握している。</p> <p>また、23区の中でも20区が同様の制度を実施していることなどから妥当であると言える。</p>	継続（現状維持）	<p>適切に評価・検証され、執行している。</p>	継続（現状維持）	<p>杉並区指定・登録文化財の保護を図るために必要な補助金であるため、現状のまま継続とする。</p>